

平成 24 年 6 月 7 日

金融資産及び金融負債の分離について - 要約 -

1. 概要

IASB/FASB は、IFRS 第 9 号に対して示された懸念に対応するとともに、IFRS 第 9 号と米国会計基準との収斂の程度を高めることを主な目的として、2012 年 4 月の共同会議において、金融資産及び金融負債の分離に関する審議を行っている。

2. 分離に関する選択肢

金融資産及び金融負債の分離については、分離しないアプローチ、密接に関連しているかをベースに分離するアプローチ、元利をベースに分離するアプローチが考えられるが、IASB/FASB スタッフから、次の 3 つが可能性のある選択肢として提示されている。

(1) 選択肢 A-金融資産・金融負債ともに分離しない（IASB/FASB スタッフの提案）

（主な長所）

- 金融資産の分類及び測定モデル（「元利のみ」を規準）と整合する他、金融資産を分離しないことへの懸念は、2012 年 2 月会議の暫定決定によって一部解決されている。
- 金融資産と金融負債について対称性を確保することにつながる。

（主な短所）

- 金融負債について、分類及び測定モデルの変更が必要となり得る。

（追加検討）

- 自己の信用リスクの問題への対応について、次のいずれかの方法が考えられる。
 - FVO が適用される金融負債と同様に、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を OCI に表示する。
 - 公正価値の変動額全てを純損益に表示することを要求した上で、包括利益計算書において、自己の信用リスクの変動部分について独立表示の要求を検討する。

(2) 選択肢 B-金融資産は分離せず、金融負債について密接に関連しているかをベースに分離（IASB/FASB スタッフが第 2 案として提案）

（主な長所）

- IFRS 第 9 号及び FASB の暫定モデルへの変更を最小限に留めうる他、自己の信用リスクに関する問題に対処することが可能である。

（主な短所）

- IFRS 第 9 号は変更されないが、FASB の暫定モデル（金融資産についても、密接に関連しているかを規準に分離を要求）が変更される。
- 金融資産と金融負債について対称性を確保することにつながらない（但し、対称性については、重要でないとする見解もあった）。

(3) 選択肢 C-金融資産及び金融負債双方について、元利をベースに分離（IASB/FASB スタ

ツフは推奨せず)

(主な長所)

- ルールベースの判断規準を原則ベースの判断規準に置き換えることが可能になる。

(主な短所)

- 分離に関する現行実務を変更する便益があるかが不明である他、新たな適用ガイダンスが必要になる他、想定していない帰結を生じさせる可能性がある。

(追加検討)

- この選択肢を検討する場合、次の論点も検討する必要があると考えられる。
 - 組込要素についてデリバティブの定義を満たすことを追加要件とすべきか。
 - 構成要素が別個に管理されていることを追加要件とすべきか。

3. IASB/FASB による審議の結果

IASB/FASB は、審議の結果、次の事項について暫定決定している（IASB の 11 名のメンバー、FASB は 5 名のメンバーがこの決定を支持）。

- 元本及び利息のみでない CF を含む金融資産は分離に適格とせず、それらの全体を、純損益を通じて公正価値で測定する資産に分類して測定する。
- 金融負債について、IFRS 第 9 号及び米国会計基準における既存の分離規準を用いて分離する。

また、IASB は、IFRS 第 9 号における「自己の信用」の要求事項を維持し、FASB は、今後の会議で「自己の信用」に関する表示の要求事項について議論することとされた。

4. 専門委員会において示された見解

5 月 30 日に開催された金融商品専門委員会において、本件に関して、次の発言があった。

- 複合金融商品が管理上区分している場合、分離処理が認められるべきと考えているが、IASB/FASB の暫定決定に対する欧州の金融機関の反応は如何か。
- 管理上区分している仕組債が一体として償却原価測定とならない場合、組込デリバティブ部分と主契約部分とを別個に公正価値測定し、合算して全体の公正価値を測定する方法は認められるか。

以 上